

# みなさんからの陳情はこうなりました

9月定例議会で常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しました。

陳情の件名	陳情者等	委員会の意見	付託委員会名	審査結果
『協同労働の協同組合法(仮称)の速やかなる制定を求める意見書』採択に関する陳情	鳥取市国府町新通り1丁目113 「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議 準備室 事務局 西村 武志	様々な社会問題を解決する一つの手段として「協働労働」の法整備を求める陳情。 多様な働き方をもたらすものとして、採択4人、不採択2人で採択と決した。	総務常任委員会	採 択 (採択した陳情は、以下のとおり意見書を提出しております。)
2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情	米子市博労町4丁目352 鳥取県教職員組合 西部支部 支部長 内田浩文	子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって重要なことではあるが、陳情事項の第3番に奨学金制度を「貸与」から「給付」方式に改正することについて、現制度との整合性、現制度の利用者への対応など問題が多いとして、採決の結果、採択1人、趣旨採択1人、不採択3人で不採択と決した。	教育民生常任委員会	不採択

## 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

日本社会の急速な少子・高齢化は、様々な課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルと、それを支える社会システムの構築が求められています。とりわけ、年金・医療・福祉などの社会保障制度は勿論のこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が、社会問題となつていきます。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しています。失業と合わせて「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会との繋がりがつくれない若者など、働かなくても働けない人々の増

大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。こうした課題を解決するために、市民自身が協

同組合(フランス)等という名称の法律となり、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求めている人々にとって、

とに困難を抱える人々自身、社会連帯の中で仕事をとおし、社会に参加する道を開くものです。上記の理由により、国会においても、社会の実情を踏まえ、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定をお願いします。

自ら起こし、社会に貢献する喜びや尊厳を大切に

再生を目指す、自立的で新しい働き方が今、日本の社会に着実に広がっています。労働者協同組合(ワーカーズコープ)、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など「協同労働」という新しい働き方を求

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると

2009年9月29日  
鳥取県大山町議会

衆議院議長 横路孝弘 殿  
参議院議長 江田五月 殿  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿  
厚生労働大臣 長妻 昭 殿  
総務大臣 原口一博 殿  
経済産業大臣 直嶋正行 殿

かしながら、「協同労働の協同組合」の制度を承認する他のG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出そうとする法制度を承認し、また振興する法の仕組みがありません。すでに、欧州などでは、「社会的協同組合法」(イタリア)、「生産労働者協

誰かが「希望」と「誇り」を持ち、「安心」と「豊かさ」を実感できるコミュニティをつくり、人との「つながり」や社会との「つながり」を感じられるという、新しい働き方の必要性が高まっています。こうした働き方と、これに基づく非営利の事業体は、住民の自発性と主体性を基盤に、新しい公共と市民自治、まちづくりを創造するものであり、働くこと・生きるこ

だいでん議会議だより 第18号 ㊟